

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立大和田小学校
校長氏名 徳 丸 幸 夫 公印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 学校教育目標の達成をめざし、個に応じた指導を充実させることを通して、情緒の安定を図り、意欲的に取り組む態度を育てる。また、社会性を育て、豊かな人間関係を築くことができるようにする。
 - 自分の気持ちや思いを上手に言葉で表現し、友だちとよりよく関われる子を育てる。
 - 個に応じた指導を通して、自分の力を十分に発揮できる子を育てる。
 - 自分の気持ちや行動をコントロールできる子を育てる。
- (2) 特別支援教室での指導により、児童が達成感を得ることで自尊感情・自己肯定感を向上させ、障害に基づくさまざまな困難を改善・克服し、学級での有意義な学校生活につなげていくことができるようにする。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 巡回指導教員と学級担任、特別支援教育コーディネーター等が協働し、情報共有を密に連携するとともに、巡回相談心理士等による指導・助言をもとに、より効果的な指導の工夫・改善を継続する。
- (2) 児童一人ひとりの課題を客観的に分析し、ソーシャルスキルトレーニングや読み・書き・計算など個々の障害状態に応じた指導を行う。
- (3) 保護者とともに作成した学校生活支援シートや連携型個別指導計画の活用により、一人ひとりの実態に応じたきめ細やかな指導を行う。

3 指導の重点

- (1) 自立活動については児童の障害に応じた状態及び特性を適切にアセスメントし、それぞれに相応しい支援を実践するよう努める。
- (2) 学級の集団活動で守るべきルールやマナーを知り、周囲に合わせて協力しながら活動することができる力を育てる。

4 その他の配慮事項

- (1) 週1回、1時間から2時間の指導（自立活動）を基本とするが、児童の通常の学級での適応状況および実態により小集団指導と個別指導の時間設定の調整を行う。
- (2) 校内委員会を活用し巡回指導教員は連絡ノートや連携型個別指導計画、学校生活支援シートを基に、拠点校、巡回校教職員、及び保護者と密に連携を取り合う。